

会員規約新旧対照表

(平成 26 年 7 月 1 日改正)

条文	改正前	改正後	備考
(会員の継続) 第5条	会員より第6条による退会意思表示がなされないかぎり、引続き次年度会員としての資格を継続するものとする。	会員または当財団法人から継続しない旨の意思表示がなされない限り、会員は、引続き次年度会員としての資格を継続するものとする。	年度ごとに会員継続の可否を、会員・研究所双方から意思表示できるようにしました。
(除名) 第7条	この財団法人の名誉を毀損し、またはこの財団法人の目的に反する行為があった時は、理事会の議決により除名することができる。	当財団法人の名誉を毀損し、または当財団法人の目的に反する行為があった時は、理事会の議決により除名することができる。	用語を「当財団法人」に統一しました。
(反社会的勢力の排除) 第8条	(新規追加)	会員は、別紙「反社会的勢力でないことの表明・確約」を遵守し、同意する。	第8条を追加するとともに、「反社会的勢力でないことの表明・確約」を会員規約の別紙としました。
(本規約の変更) 第9条	(新規追加)	当財団法人は、理事会の決議により、本規約の全部または一部を変更することができる。 2. 変更された本規約は、当財団法人のウェブサイト上のホームページに掲載された時点で効力を発するものとし、会員は、当該変更された本規約を遵守しなければならない。	理事会の決議により会員規約が変更できる旨を明記し、変更された会員規約は、HPに掲載された時点で有効となる旨を規定しました。
別紙	(新規追加)	(別紙「反社会的勢力でないことの表明・確約」)	「反社会的勢力でないことの表明・確約」を会員規約別紙としました。

